

2. 第3回合同委員会議事録（和文）

中国四川省森林造成モデル計画プロジェクト 第3回合同委員会協議議事録

中国四川省森林造成モデル計画（以下「プロジェクト」という）に関し、2000年4月18日に日中双方で合意した討議議事録（R/D）にもとづき、プロジェクトの活動実施状況と、今後の活動計画の確認を行うため、2003年1月25日に中国四川省西昌市において第三回合同委員会を開催した。

合同委員会において、日中合同評価調査団より中間評価報告を受け、プロジェクトの実施状況、実施計画及びプロジェクトの有効な実施のための課題等につき一連の協議をおこなった。

協議の結果、付属文書に記載する内容を確認し合意した。

当協議議事録は、等しく正文である日本語及び中国語による本書各々2通を作成した。

2003年1月25日 西昌にて

吉浦 伸二

吉浦 伸二
日本国国際協力事業団
運営指導調査（中間評価）団長

章紅燕

章紅燕（代理 彭晃時）
中華人民共和国
国家林業局国際合作司副司長

付属文書

国家林業局の委託を受け四川省林業庁の主催により、中国四川省森林モデル計画の第三回合同委員会が、2003年1月25日西昌で開催された。

協議内容は下記のとおり。

記

1. 日中合同評価調査団による中間評価報告（別添1参照）
日中合同評価調査団団長より、それぞれ中間評価の内容を報告し、委員会はこれを了承した。
2. PDMの改訂（別添2参照）
チアトババザ大西満信より、2001年1月に作成したPDMの改訂内容を提議し、委員会はこれを承認した。なお、POについては、2003年3月までにプロジェクトにおいて改訂を行うこととした。
3. 2002年度の活動状況及び2003年度の活動実施計画の報告
涼山州プロジェクト弁公室主任及びC/Pより、2002年4月1日から現在までの実施状況及び2004年3月31日までの実施計画について報告し、委員会はこれを確認した。
四川省林業庁より、プロジェクトの普及及び広報の一貫として、四川省広安市において、日中友好展示林の建設に関する提議があり、委員会はこの実施に向けて努力することを確認した。

別添1 合同評価調査報告書（中間評価）

別添2 改訂PDM、PDM改訂一覧

よ

あ

上位目標	指標	指標データ入手手段	外部条件
<p>四川省生態環境建設計画に基づき、安寧河流域において政府及び地域住民による造林活動が持続的に実施される。</p> <p>プロジェクト目標</p> <p>安寧河流域の西昌市、喜德県及び昭覚県（以下「アビエクト」）において、地域住民が自立的に造林活動を実施する基礎が形成される。</p>	<p>安寧河流域の森林率が上昇し、四川省生態環境建設計画に掲げられた目標が達成される</p> <p>プロジェクトエリア内で、プロジェクトが開発した技術を用いた中国側（政府・訓練された技術者・住民）による造林面積が500ha以上となる。</p>	<p>省林業庁の統計</p> <p>州林業局の統計</p> <p>プロジェクトの活動記録</p>	<p>中国の生態建設政策が引き続き実施される</p> <p>四川省生態建設政策が引き続き実施される</p>
<p>1 アビエクトの自然条件・社会条件に適した造林用苗木の生産技術が開発される。</p>	<p>1-1 モデル苗圃における得苗率が80%以上となる。</p> <p>1-2 年度毎の苗木生産計画目標が達成される。</p> <p>1-3 各種試験の結果が明らかになる。</p> <p>1-4 苗木生産コストが低減される。</p>	<p>1-1 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>1-2 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>1-3 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>1-4 活動記録、モニタリング報告書</p>	<p>大規模な自然災害が発生しない</p>
<p>2 アビエクトの自然条件・社会条件に適する、主に水土保全を目的とした造林技術が開発される。</p>	<p>2-1 プロジェクトによるモデル造林面積が500ha以上になる。</p> <p>2-2 プロジェクト終了年度の造林木の活着率が75%以上となる。</p> <p>2-3 造林木の保存率が70%以上となる。</p> <p>2-4 各種試験の結果が明らかになる。</p>	<p>2-1 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>2-2 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>2-3 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>2-4 活動記録、モニタリング報告書</p>	
<p>3 育苗・造林活動を管理・実施・普及する技術者が養成される。</p>	<p>3-1 プロジェクトによる訓練を終了した技術者が延べ200人以上となる。</p> <p>3-2 中堅技術者訓練終了者の80%が所管地域での実践活動に従事している。</p>	<p>3-1 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>3-2 訓練終了者による報告書、林業局データ</p>	
<p>4 地域住民に育苗・造林技術が習得される。</p>	<p>4-1 モデル造林を通じて造林技術指導を受けた地域住民が延べ25,000人以上になる。</p> <p>4-2 モデル農家が苗木生産技術、造林技術を身に付ける。</p>	<p>4-1 活動記録、モニタリング報告書</p> <p>4-2 活動記録、モニタリング報告書</p>	
<p>5 地域住民に森林の重要性が理解される。</p>	<p>5-1 森林保全の重要性について住民の認知度が上がる。</p>	<p>5-1 モニタリング報告書、農村意識調査報告書</p>	
<p>活動</p> <p>1-1 モデル苗圃を造成する。</p> <p>1-2 現地の自然条件・社会条件に適した、保安林用を主とする樹種の育苗技術を開発する。</p> <p>1-3 種子の採種・貯蔵の技術を開発する。</p> <p>2-1 モデル造林地を選定する。</p> <p>2-2 モデル林を造成する。</p> <p>2-3 現地の自然条件・社会条件に適した保安林造成を主とする造林技術を開発・実証する。</p> <p>3-1 アビエクトは林業局等の技術者向けの訓練用教材の作成する。</p> <p>3-2 アビエクトは林業局等の技術者に対し、育苗・造林・普及等の訓練を行う。</p> <p>4-1 地域住民に対する育苗・造林技術の普及用の教材を作成する。</p> <p>4-2 地域住民の中で技術普及の主導的役割を担うモデル農家を育成する。</p> <p>4-3 普及用苗木の配布により地域住民の造林活動を支援する。</p> <p>5 地域住民に森林保全についての啓発・広報活動を実施する。</p>	<p>日本 人材 長期専門家 アドバイザー 業務調整 育苗 造林 訓練普及 短期専門家（必要に応じ派遣） 苗圃設計・積算 造林 社会経済調査・分析等</p> <p>機械 車両、測量機器、気象観測機器、視覚覚醒機材等 研修員受入 プログラマー負担 現地適用化事業費、中堅技術者養成対策費等</p>	<p>中国 人材 アビエクトリーダー アビエクトマネージャー アビエクトマネージャー 専任専門家 アビエクトリーダー 育苗 造林 訓練普及 事務員・運転手・その他 5名 兼任専門家 アビエクトリーダー 育苗・造林・訓練普及 土地・施設 アビエクト事務室 苗圃用地 造林用地 訓練施設 プログラマー プロジェクト運営管理費 造林費</p>	<p>大規模な自然災害が発生しない 種子確保が保証される 造林地が確保できる</p> <p>前提条件 地域農民がプロジェクトに反対しない</p>

* 保存率：植栽3年後に残存する苗木の割合で、中国側の規定に基づき用語であり、補植分も含むものである。

上位目標	指標	指標データ入手手段	外部条件
<p>四川省生態環境建設設計画に基づき、安寧河流域において政府及び地域住民による造林活動が持続的に実施される。</p> <p>プロジェクト目標 安寧河流域の卓昌市、喜徳県及び昭覚県（以下「プロジェクト」という）において、地域住民が自立的に造林活動を遂行する基盤が形成される。</p>	<p>安寧河流域の森林等が上昇し、四川省生態環境建設設計画に掲げられた目標が達成される</p> <p>プロジェクトエリア内で、プロジェクトが開発した技術を用いた中国側（政府・訓練された技術者・住民）による造林面積が500ha以上となる。</p>	<p>省林業庁の統計</p> <p>州林業局の統計 プロジェクトの活動記録</p>	<p>中国の生態建設政策が引き続き実施される</p> <p>四川省生態建設政策が引き続き実施される</p>
<p>1 プロジェクトが打つ自然条件・社会条件に適した造林用苗木の生産技術が開発される。</p>	<p>1-1 モデル苗圃における得苗率が80%以上となる。</p> <p>1-2 年度毎の苗木生産計画目標が達成される。</p> <p>1-3 各種試験の結果が明らかになる。</p> <p>1-4 苗木生産コストが低減される。</p>	<p>1-1 活動記録、モニタリング報告書 1-2 活動記録、モニタリング報告書 1-3 活動記録、モニタリング報告書 1-4 活動記録、モニタリング報告書</p>	<p>大規模な自然災害が発生しない</p>
<p>2 プロジェクトが打つ自然条件・社会条件に適する、主に水士保全を目的とした造林技術が開発される。</p>	<p>2-1 プロジェクトによるモデル造林面積が500ha以上になる。</p> <p>2-2 プロジェクト終了年度の造林木の活着率が75%以上となる。</p> <p>2-3 造林木の保存率が70%以上となる。</p> <p>2-4 各種試験の結果が明らかになる。</p>	<p>2-1 活動記録、モニタリング報告書 2-2 活動記録、モニタリング報告書 2-3 活動記録、モニタリング報告書 2-4 活動記録、モニタリング報告書</p>	
<p>3 育苗・造林活動を管理・実施・普及する技術者が養成される。</p>	<p>3-1 プロジェクトによる訓練を終了した技術者が延べ200人以上となる。</p> <p>3-2 中堅技術者訓練終了者の80%が所管地域での実践活動に従事している。</p>	<p>3-1 活動記録、モニタリング報告書 3-2 訓練終了者による報告書、林業局データ</p>	
<p>4 地域住民に育苗・造林技術が習得される。</p>	<p>4-1 モデル造林を通じて造林技術指導を受けた地域住民が延べ25,000人以上になる。</p> <p>4-2 モデル農家が苗木生産技術、造林技術を身に付ける。</p>	<p>4-1 活動記録、モニタリング報告書 4-2 活動記録、モニタリング報告書</p>	
<p>5 地域住民に森林の重要性が理解される。</p>	<p>5-1 森林保全の重要性について住民の認知度が上がる。</p>	<p>5-1 モニタリング報告書、農村意識調査報告書</p>	
<p>活動</p>	<p>日本 人材 長期専門家 チーフアドバイザー 業務調整 育苗 造林 訓練普及 短期専門家（必要に応じ派遣） 現地設計・積算 造林 社会経済調査・分析等</p>	<p>中国 人材 プロジェクトリーダー プロジェクトマネージャー 専門専門家 プロジェクトリーダー 育苗 造林 訓練普及 事務員・運転手、その他 5名</p>	<p>大規模な自然災害が発生しない 種子確保が保証される 造林地が確保できる</p>
<p>1-1 モデル苗圃を造成する。</p> <p>1-2 現地の自然条件・社会条件に適した、保安林用を主とする樹種の育苗技術を開発する。</p> <p>1-3 種子の採種・貯蔵の技術を開発する。</p> <p>2-1 モデル造林地を選定する。</p> <p>2-2 モデル林を造成する。</p> <p>2-3 現地の自然条件・社会条件に適した保安林造成を主とする造林技術を開発・実証する。</p> <p>3-1 プロジェクトが打つ林業局等の技術者向けの訓練用教材の作成する。</p> <p>3-2 プロジェクトが打つ林業局等の技術者に対し、育苗・造林・普及等の訓練を行う。</p> <p>4-1 地域住民に対する育苗・造林技術の普及用の教材を作成する。</p> <p>4-2 地域住民の中で技術普及の主導的役割を担うモデル農家を育成する。</p> <p>4-3 普及用苗木の配布により地域住民の造林活動を支援する。</p> <p>地域住民に森林保全についての啓発・広報活動を実施する。</p>	<p>機械 車両、測量機器、気象観測機器、標識電機材等 研修員受入 プロジェクト負担 現地適用化事業費、中堅技術者養成対策費等</p>	<p>兼任専門家 プロジェクトリーダー 育苗・造林・訓練普及 土地・施設 プロジェクト事務員 常用地 造林用地 訓練施設 プロジェクト運営管理費 造林費</p>	<p>前掲条件 樹膠農民がプロジェクトに反対しない</p>

* 保存率：植栽3年後に調査する苗木の割合で、中国側の規定に基づく用語であり、補綴分も含むものである。

指標3	3-2 訓練修了者の現地での実践活動が活発になる。	中堅技術者訓練修了者の80%が所管地域での実践活動に従事している。	客観的な評価が可能となるよう数値目標を定める。
指標4	4-1 森林保全の重要性についての住民の認知度が上がる。	指標 5-1とする。	<p>「啓蒙・広報活動の促進」は目標ではなく、活動そのものであるため。</p> <p>プロジェクト目標の指標「プロジェクトエリア内で、プロジェクトが開発した技術を用いた中国側(政府・訓練された技術者・住民)」による造林面積が500ha以上となる。」のデータ入手により確認可能であるため。</p> <p>モデル林の造成の際に行う技術指導で数多くの農民に技術移転が進められており、これを技術普及の成果として適切に評価するため。</p> <p>活動を分けたことに伴い新たな指標を追加した。</p> <p>・入手手段は指標毎に記入するため。</p> <p>・入手手段を明確化するため。</p>
	4-2 啓蒙・普及活動が促進される。	削除	
	4-3 住民による自主的な造林が開始される。	削除	
指標データ入手手段	<p>・成果の指標毎に、入手手段を分け記述されていない。</p> <p>・一部指標データ入手手段が不明確である。</p>	<p>(新規追加)</p> <p>4-1 「モデル造林を通じて、造林技術指導を受けた地域住民が延べ25,000人以上になる。」</p> <p>4-2 「モデル農家が苗木生産技術・造林技術を身に付ける。」に分ける。</p>	
		<p>・成果の指標毎に、入手手段を分け記述する。</p> <p>・一部入手手段を追加・修正した。</p>	

21

21

PDM改訂一覧

プロジェクトの現時点での事業概要を整理し、協力期間終了時点での到達目標を明確にするため、PDMを以下の様に改訂する。

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
ターゲットグループ	西昌市、喜徳県、昭覚県の住民	西昌市、喜徳県、昭覚県の技術者と住民	本事業は技術者への訓練を実施しており、これを明確にするため。
プロジェクト目標	安寧河流域の西昌市、喜徳県、昭覚県において、自立的に造林活動を実施する基盤が形成される。	安寧河流域の西昌市、喜徳県、昭覚県において、地域住民が自立的に造林活動を実施する基盤が形成される。 * 中国語版の標記一部変更(独立→自主)以下の二つに分割する。	中国語版PDMにあわせ、日本語版の表現を修正する。
成果4	「地域住民に森林保全の重要性が理解され、育苗・造林技術が普及される」	成果4「地域住民に育苗・造林技術が習得される。」 成果5「地域住民に森林の重要性が理解される。」	表現を正確にするため。 啓発・広報活動により地域住民に森林保全の重要性を認知させると、育苗・造林技術の普及活動により地域住民が技術を習得することは性質が異なるため。
活動4	「4-1 地域住民の森林・林産物の利用状況、森林に対するニーズを調査する。」 「4-2 地域住民に対する森林保全についての啓蒙活動を実施する。」 「4-3 地域住民に対する育苗・造林技術普及用の教材を作成する。」 「4-4 地域住民に対する育苗・造林技術の普及活動を実施する。」	PDM上からは削除し、POレベルで記入する。 活動5とする。 日本語版PDMの「啓蒙」は「啓発・広報」に改める。 4-1 とする。 以下の二つに分割する。 4-2「地域住民の中で技術普及の主導的役割を担うモデル農家を育成する。」 4-3「普及用苗木の配布により地域住民の造林活動を支援する。」に分ける。	同調査は、現在毎年「農村意識調査」の中に位置づけられ、成果5の指標入手手段であるのでPDMからは削除する。 ※中国語版PDMの「宣伝教育」の意味は日本語の「啓発・広報」に同じ。 活動内容がプロジェクトの進捗と共に明確になってきたため、活動を具体的に2つに分けPDM上に明記するため。

ji

APD

3.P0 改訂に関する合意書（和文、中文）(2003年4月30日)

四川省森林造成モデル計画に係る
PO 改定に関する合意書

2003年1月に実施された日中合同中間評価団より、プロジェクト活動をPDM上に正確に表すため、普及分野の活動の整理、一部指標の修正等についてプロジェクトに対して提案が行われた。この提案に基づきプロジェクトは2003年1月25日の第三回合同委員会においてPDMの改訂をおこなった。さらにこのPDMの改訂をうけて、日中双方がPOの活動内容について協議を行った結果、別添のとおり改訂することを合意した。

2003年4月30日

大西満信

大西満信
日本国国際協力事業団
四川省森林造成モデル計画
首席顧問

楊冬生

楊冬生
中華人民共和國
四川省林業庁
庁長

中日技术合作四川省示范林营造项目

关于修改 PO 的协议书

2003 年 1 月，中日联合评估团为将项目活动正确表述在 PDM 中，对项目提出了调整普及推广领域的活动及修改部分指标等的建议。根据该建议，项目在 2003 年 1 月 25 日的第三次联合协调委员会上对 PDM 进行了修改。根据修改后的 PDM，中日双方又对 PO 活动内容进行了商讨，商讨的结果，同意如附件所示进行修改。

2003 年 4 月 30 日

杨冬生

杨冬生

中华人民共和国

四川省林业厅

厅长

大西满信

大西满信

日本国国际协力事业团

中日技术合作四川省

示范林营造项目

首席顾问

活動実施計画（技術者の訓練）

活動	期待される結果	スケジュール												活動実施者	資機材	備考
		2000		2001		2002		2003		2004		担当者				
		7	10	1	4	7	10	1	4	7	10		1			
3 技術者の訓練														四川省林業局 凉山州林業局	パソコン等	市、県林業局の協力
3-1 プロジェクトエリア林業局等の技術者向けの教材作成																
3-1-1 訓練対象の調査	調査報告書															
3-1-2 訓練項目の検討、計画策定	教材作成計画書															
3-1-3 訓練教材の作成																
3-1-3-1 育苗技術、材の作成	育苗技術教材															
3-1-3-2 造林、育林技術教材の作成	造林育林技術教材															
3-1-3-4 普及技術教材の作成	普及技術教材															
3-2 プロジェクトエリア林業局等の技術者に対して、育苗、造林、普及等の訓練を行う																
3-2-1 訓練計画作成																
3-2-1-1 訓練全体計画の作成	訓練全体計画															
3-2-1-2 訓練年度計画の作成	訓練年度計画															
3-2-2 訓練体制確立																
3-2-2-1 訓練カリキュラム作成	訓練カリキュラム															
3-2-2-2 訓練実施方針の作成	訓練実施方針書															
3-2-3 訓練実施	活動実績報告書															
3-2-3-1 幹部訓練																
3-2-3-2 技術者訓練																
3-2-4 普及活動調査による訓練成果の評価	活動実績報告書															

カウンスラーパートの協力

車輛、視聴覚機材等

日中国専門家

四川省林業局
凉山州林業局

日中国専門家

車輛、視聴覚機材等

四川省林業局
凉山州林業局

日中国専門家

車輛、視聴覚機材等

四川省林業局
凉山州林業局

日中国専門家

活動実施計画（地域住民への普及）2003改訂案

活動	期待される結果	スケジュール												実施者	実施者	備考	
		2000		2001		2002		2003		2004		月	日				
		7	10	1	4	7	10	1	4	7	10						1
4-1 地域住民への普及計画の作成															日中専門家	資機材 パソコン等	
4-1-1 地域住民の嗜好・体験物の利用状況、森内（ニ）に対する調査															四国森林銀行 徳島県林業局		
4-1-2 全体計画作成																	
4-1-3 年度計画作成																	
4-1-4 現地調査による普及成果の分析																	
4-2 地域住民に対する普及、定住促進普及計画を作成する																	
4-2-1 普及資料作成計画															日中専門家	パソコン等	
4-2-2 普及資料の作成																	
4-2-2-1 産地の効用資料																	
4-2-2-2 普及技術資料																	
4-2-2-3 定住資料作成計画																	
4-3 地域住民に対する普及、定住促進の普及活動を展開する																	
4-3-1 普及資料の配布																	
4-3-2 市、県民関係機関等																	
4-3-3 モデルの普及普及																	
4-3-3-1 モデル普及の普及																	
4-3-3-2 普及用苗木配布による普及普及活動																	
4-3-3-3 地域住民に対する普及普及についての普及、広げ普及の普及																	
5-1 普及、広げ普及普及普及																	
5-1-1 全体計画作成																	
5-1-2 年度計画作成																	
5-1-3 現地調査による普及、広げ普及普及普及の分析																	
5-2 普及普及、広げ普及普及																	
5-2-1 普及普及普及普及																	
5-2-2 普及普及普及普及																	
5-2-3 普及普及普及普及																	
5-3 普及普及普及普及																	
5-3-1 ピアソン普及																	
5-3-2 普及普及普及普及																	

活动实施计划(开发造林用苗木的生产技术)

活动内容	工作成果	年 度												项目执行者	项目执行人	物资器材	备注				
		2000	2001	2002	2003	2004	2005														
1-1 建成示范苗圃	报告书	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	四川省林业厅、凉山州林业局	日中专家	苗圃设施, 卡平等	
1-1-1 凉山州示范苗圃																					
1-1-2 昭觉县试验苗圃																					
1-2 开发适合于当地自然条件、社会条件的以营造防护林为主要树种的育苗技术	报告书, 苗圃手册																	四川省林业厅、凉山州林业局	日中专家		
1-2-1 苗木生产计划、苗圃生产实施和苗圃管理方法的建立	苗木生产计划书																				
1-2-1-1 制定苗木生产计划																					
1-2-1-2 苗圃生产实施																					
1-2-1-3 建立苗圃管理方法																					
1-2-2 容器苗试验																					
1-2-2-1 营养土混合比例试验																					
1-2-2-2 容器(袋)类型试验																					
1-2-2-3 修剪试验(控制尺寸剪截)																					
1-2-2-4 浇水量试验																					
1-2-3 裸苗试验(昭觉县)																					
1-2-3-1 育苗方法的开发																					
1-2-3-2 浇水量试验																					
1-2-4 扦插育苗试验																					
1-2-5 苗木硬化试验																					
1-2-6 出圃苗规格试验																					
1-2-7 选种试验																					
1-2-8 肥料试验																					
1-2-8-1 追肥试验																					
1-2-8-2 肥料种类试验																					
1-2-9 气象观测																					
1-2-10 根系调查																					
1-2-11 截干截根试验																					
1-2-12 苗圃工作指南制作																					
1-3 开发种子的采集、贮藏等技术	报告书, 苗圃手册																	四川省林业厅、凉山州林业局	日中专家		
1-3-1 采种等技术的开发																					
1-3-2 种子试验																					
1-3-2-1 贮藏试验																					
1-3-2-2 发芽前处理试验																					
1-3-2-3 种子发芽测定																					

活动实施计划(向当地居民的普及推广)

时间表

活动内容	工作成果	时间												活动实施者	器材设备	备注	
		2000	2001	2002	2003	2004	2005										
4-1 制定对当地居民的普及推广计划	调查分析书														四川省林业厅、凉山州林业局	车辆、电脑等	
4-1-1 对当地居民的森林、林产品利用情况以及对森林的需求进行调查	五年普及计划书																
4-1-2 制定五年普及计划	年度普及计划书																
4-1-3 制定年度计划	农村意见调查报告																
4-1-4 普及效果的分析	计划书																
4-2 制作针对当地居民的育苗、造林、普及推广技术教材	森林成效教材														四川省林业厅、凉山州林业局	电脑等	
4-2-1 制作普及推广技术教材的计划	育苗技术教材																
4-2-2 制作普及推广教材	造林育苗教材																
4-2-2-1 制作森林实效教材	普及推广实施报告																
4-2-2-2 制作育苗技术教材																	
4-2-2-3 制作造林培育技术教材																	
4-3 对当地居民进行育苗、造林技术的普及推广活动																	
4-3-1 普及教材的分布																	
4-3-2 由县市林业局的技术指导																	
4-3-3 培养示范农户																	
4-3-3-1 培养示范农户																	
4-3-3-2 普及育苗不农民造林活动																	
5 当地农民对森林的保护的宣传教育活动																	
5-1 制定宣传教育计划																	
5-1-1 制定五年宣传教育计划																	
5-1-2 制定年度宣传教育计划																	
5-1-3 对当地宣传教育效果的分析																	
5-2 宣传教育活动实施																	
5-2-1 少儿绘画比赛																	
5-2-2 少儿绘画比赛																	
5-2-3 青少年绿化活动的支持																	
5-3 制作宣传教育资料																	
5-3-1 制作电视专题片																	
5-3-2 制作年历挂历																	

4.退耕環林条例（中華人民共和國國務院令 第 367 号）（和文）

退耕還林条例

中華人民共和国国務院令

第 367 号

『退耕還林^[注] 条例』は 2002 年 12 月 6 日、国務院第 66 回常務會議で採択された。ここにこれを公布し、2003 年 1 月 20 日から施行する。

総理 朱鎔基

2002 年 12 月 14 日

第一章 総則

第一条 「退耕還林」活動の規範化を図り、「退耕還林」実施者の合法的權益を保護し、「退耕還林」の成果を固め、農業産業構造の最適化、生態環境の改善を図るために、本条例を制定する。

第二条 国務院が認可した計画範囲内で行われる「退耕還林」活動について、本条例を適用する。

第三条 各級人民政府は、「退耕還林、封山緑化（山地での木材伐採や放牧などを一定期間禁止し、森林を造成することで緑化を図る）、救済物資としての食糧の保証、個人による請負」という政策措置を厳格に執行しなければならない。

第四条 「退耕還林」は生態優先の姿勢を堅持しなければならない。「退耕還林」は、農村の産業構造の調整、農村の経済発展、水土流失の防止・整備、基本農田の保護・建設、食糧の単位面積当たり生産量の増加、農村エネルギー建設の強化、生態回復のための移民の実施と結び付けて実施しなければならない。

第五条 「退耕還林」においては、以下に掲げる原則を守らなければならない。

- (一) 統一的な計画、段階的な実施、重点の協調、実効の重視；
- (二) 政策的指導と農民の自由意志による耕作停止を結び付け、耕作を停止した者が造林、経営、利益の獲得ができるようにする；
- (三) 自然の法則に従い、各地の事情に合わせて適当な方法を実施し、林に適する場合は林とし、草地に適する場合は草地として、総合整備を図る；

[注] 退耕還林とは、林を開墾してできた耕地に再び植林すること。以下、訳文では「退耕還林」とする。

- (四) 建設と保護の双方に重点を置き、整備しながら破壊するという現象を防止する；
- (五) 「退耕還林」実施者の生活条件を順次改善する。

第六条 国務院西部開発業務機構は、「退耕還林」業務の総合調整、関係部門による「退耕還林」関連政策の制定に向けた態勢作り、「退耕還林」全体計画の実施に向けた態勢作りと調整について責任を負う；国務院林業行政主管部門は、「退耕還林」全体計画、年度計画の編成、全国における「退耕還林」の実施主管、「退耕還林」業務の指導・監督・検査について責任を負う；国務院発展計画部門は、関係部門と共に「退耕還林」全体計画の審査・決定、計画の総括、基本建設の年度計画の編成および総合的な調整を行うことについて責任を負う；国務院財政主管部門は、「退耕還林」に対する中央財政の補助金割り当てと監督・管理について責任を負う；国務院農業行政主管部門は、既に開墾された牧草地の「退耕還草（草地を開墾してできた耕地を草地に戻すこと）および天然牧草地の回復と造成に関する計画の編成、技術指導、監督・検査について責任を負う；国務院水行政主管部門は、「退耕還林（草）」地区の小流域整備、水土流失など、関連事業の技術指導および監督・検査について責任を負う；国務院食糧行政管理部門は、食糧供給源の調整について責任を負う。

県級以上の地方人民政府における林業、計画、財政、農業、水利、食糧などの部門は、当該級人民政府の統一的な指導の下、本条例と規定の職責・職掌に基づき、「退耕還林」関連業務について責任を負う。

第七条 国は「退耕還林」を行う省、自治区、直轄市人民政府に対して、責任制を実施する。省、自治区、直轄市人民政府は、関係部門が措置を講じて、「退耕還林」における中央からの補助金について、指定費目を指定通りに使用するよう体系を整え、かつ補助食糧の調整・輸送、供給が確実に行われるように態勢作りを行わなければならない。また、「退耕還林」の再検査業務を強化し、国が下達した「退耕還林」任務を期日通りに完了し、かつ級ごとの責任目標の達成、責任書の締結を確実にし、「退耕還林」目標を実現しなければならない。

第八条 「退耕還林」の目標責任制を実施する。

県級以上の地方各級人民政府の関係部門は「退耕還林」事業の責任者および技術責任者と責任書を締結し、担うべき責任を明確にしなければならない。

第九条 国は「退耕還林」の応用技術の研究と普及を支持し、「退耕還林」の科学技術レベルの向上を図る。

第十条 国務院関係部門および地方各級人民政府は「退耕還林」活動の宣伝・教育に関する態勢作りを行い、公民の生態建設・保護に対する意識向上を図らなければならない。

「退耕還林」事業において、顕著な功績があった組織・個人に対して、国務院関係部門および地方各級人民政府はこれを表彰、奨励する。

第十一条 いかなる組織・個人も、「退耕還林」に関する破壊行為を告発、提訴する権利を有する。

関係人民政府およびその関係部門は告発、提訴を受けた後、速やかにこれを処理しなければならない。

第十二条 各級会計検査機関は、「退耕還林」資金および食糧補助費の使用状況に対する検査・監督を強化しなければならない。

第二章 総合的・長期的な計画とその他計画

第十三条 「退耕還林」について、統一的な計画を策定しなければならない。

「退耕還林」の全体的な計画については、国務院林業行政主管部門がこれを編成し、国務院西部開発業務機構による調整、国務院発展計画部門による審査・決定を経た後、国務院に報告し、認可を受けて実施する。

省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は、「退耕還林」の全体計画に基づき、関係部門と共に当該行政区域の「退耕還林」計画を編成し、当該級人民政府の認可を経た後、国務院関係部門に報告、登記する。

第十四条 「退耕還林」計画には以下に掲げる主な内容が含まなければならない：

- (一) 範囲、配置、重点；
- (二) 期限、目標、任務；
- (三) 投資見積額、資金源；
- (四) 効果・利益に関する分析と評価；
- (五) 保障措置。

第十五条 以下に掲げる耕地は、「退耕還林」計画に組み込み、かつ生態建設上の必要性和国家の財力に基づき、計画的に「退耕還林」を実施しなければならない：

- (一) 水土流失が深刻な耕地；
- (二) 砂化、アルカリ化、石漠化が深刻な耕地；
- (三) 生態上重要な耕地、食糧生産量が低くかつ不安定な耕地。

河川の源およびその兩岸、湖・ダム周辺の傾斜耕地、水土流失や風砂による危害が深刻な耕地など、生態上重要な位置にあるエリアの耕地は「退耕還林」計画の中で、優先的に計画配置がなされなければならない。

第十六条 基本農田の保護範囲内の耕地、および生産条件が比較的良好で、食糧生産量が国の「退耕還林」食糧補助基準を超えており、かつ水土流失が未発生¹の耕地は、「退耕還林」計画に組み入れてはならない；但し、生態建設上特別な必要性がある場合、国務院の認可を経て、かつ関係法律、行政法規が定めるプロセスに基づき、基本農田の保護範囲を調整した後に、「退耕還林」計画に組み入れることができる。

「退耕還林」計画を制定する際には、耕作を停止する農民の生活需要を考慮しなければならない。

第十七条 「退耕還林」計画は国民経済と社会発展に関する計画、農村の経済発展に関する全体計画、土地利用に関する全体計画とのリンクを図り、環境保護、水土保持、防砂治砂²などの計画と相互に調整を行わなければならない。

第十八条 「退耕還林」は認可された計画に基づいて実施しなければならない。原認可機関の同意を経ずに「退耕還林」計画を勝手に調整してはならない。

第十九条 省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は「退耕還林」計画に基づき、当該行政区域における次年度の「退耕還林」計画について、関係部門と共に建議を編成し、当該級人民政府の発展計画部門による審査・決定、当該級人民政府による認可を経た後、毎年8月31日までに国務院西部開発業務機構、林業、発展計画など関係部門にこれを報告する。国務院林業行政主管部門は全国の「退耕還林」年度計画についての建議をまとめ、国務院西部開発業務機構による調整、国務院発展計画部門による審査・決定、総合的な調整を経て、国務院の認可を得た後、国務院発展計画部門が関係部門と共同で、10月31日までに下達する。

省、自治区、直轄市人民政府の発展計画部門は関係部門と共に、全国の「退耕還林」年度計画に基づき、11月30日までに当該行政区域の次年度の「退耕還林」計画を、関係県(市)人民政府にそれぞれ下達し、かつ各関係先への下達状況を国務院関係部門に報告、登記する。

第20条 省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は国が下達した次年度の「退耕還林」計画に基づき、当該行政区域内における次年度の「退耕還林」実施案を関係部門と共に編成し、国務院林業行政主管部門の審査・決定を経た後、当該級人民政府に報告、認可を受けて実施する。

県級人民政府の林業行政主管部門は認可後の省級「退耕還林」年度実施案に基づいて、

【注】 中国語では「防沙治沙」。砂漠化防止と砂による被害抑制のための整備・対処を指す。

当該行政区域内の「退耕還林」年度実施案を編成し、当該級人民政府に報告、認可を受けた後に実施し、かつ省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門に報告、登記する。

第二十一条 年度「退耕還林」実施案には以下に掲げる主な内容が含まれなければならない：

- (一) 「退耕還林」の具体的範囲；
- (二) 生態林と經濟林の比率；
- (三) 樹種の選択と植生の配置方式；
- (四) 造林モデル；
- (五) 種苗の供給方式；
- (六) 植生の管理・保護および関連保障措置；
- (七) 事業責任者および技術責任者。

第二十二条 県級人民政府の林業行政主管部門は、年度「退耕還林」実施案に基づいて、専門要員または相応の資質を持つ設計機関による、郷鎮作業構想の編成についての態勢作りを行い、実施案が確定した内容が具体的な土地と土地請負經營権所有者によって、確実に実施されるよう手配しなければならない。

作業構想を編成する際、乾燥、半乾燥地区では、乾燥に強い灌木（草）の植栽、現地固有の植生の回復を主としなければならない；間作方式で樹木の植栽を行う場合、多年性植物の間作を実施し、初回の主要樹木の植栽密度は国家规定の基準に合致しなければならない。

第二十三条 耕作停止・林地回復によって造成した生態林の面積は県を単位として計算し、耕作を停止して造成された林地面積の80%を下回ってはならない。

「退耕還林」によって造成された生態林は、県級以上の地方人民政府の林業行政主管部門が、國務院林業行政主管部門が制定した基準に基づいて認定する。

第三章 造林、管理・保護、検査・検収

第二十四条 県級人民政府またはそれが委託する郷級人民政府は「退耕還林」の任務を担う土地請負經營権所有者と「退耕還林」契約を締結しなければならない。

「退耕還林」契約には以下に掲げる主な内容が含まれなければならない：

- (一) 耕作停止・林地回復の範囲・面積、植林に適した荒れ山・荒地の造林範囲・面積
- (二) 作業構想に基づいて確定した「退耕還林」方式；
- (三) 造林地の生育率およびその保存率；

- (四) 管理・保護責任；
- (五) 資金および食糧の補助基準、期限および給付方式；
- (六) 技術指導、技術サービスの方式および内容；
- (七) 種苗の供給源および供給方式；
- (八) 違約責任；
- (九) 契約履行期間。

「退耕還林」契約の内容は、本条例および国のその他の「退耕還林」関係規定に抵触してはならない。

第二十五条 「退耕還林」に必要とされる種苗は、県級人民政府が当該地区の実状に基づき、組織的に集中購入を行うことができる。「退耕還林」実施者が自ら購入してもよい。集中購入を行う場合は、「退耕還林」実施者の意見を聴取し、かつ公開入札方式を採用し、書面による契約を締結しなければならない。国の種苗造林補助費の基準を超えた場合、「退耕還林」実施者に対して、超過部分の費用を強制的に徴収してはならない。

いかなる組織・個人も「退耕還林」実施者に対して、種苗の供給業者を指定してはならない。

種苗をめぐる独占経営、種苗価格のつり上げを禁止する。

第二十六条 「退耕還林」に使用する種苗は、現地で栽培、現地で調整し、地元の樹種および抵抗力の強い樹種の優良な苗を優先的に選択・使用しなければならない。

第二十七条 林業、農業行政主管部門は、種苗栽培の技術指導およびサービスに関する管理業務を強化し、種苗の品質を保証しなければならない。

「退耕還林」向けに販売、供給する種苗は県級人民政府の林業、農業行政主管部門の検査に合格し、かつラベルと品質検査合格証を具備しなければならない；県に跨がって調整・輸送される場合は更に、法により検疫合格証を取得しなければならない。

第二十八条 省、自治区、直轄市人民政府は当該行政区域の「退耕還林」計画に基づき、種苗生産・採種基地の建設を強化しなければならない。

国は企業および個人が多様な形式で種苗栽培を行い、産業化経営を展開することを奨励する。

第二十九条 「退耕還林」実施者は作業構想および契約条件に基づき、樹木や草の植栽を行わなければならない。

樹木と食糧の間作、現地固有の樹木・草の植生を破壊する行為を禁止する。

第三十条 「退耕還林」実施者は資金・食糧補助を受けている期間中、作業構想および契約条件に基づき、植林に適した荒れ山・荒れ地での造林を行わなければならない。

第三十一条 県級人民政府は「退耕還林」における植生管理・保護制度を構築し、管理・保護に関する責任を明確にしなければならない。

「退耕還林」実施者は管理・保護義務を履行しなければならない。

「退耕還林」事業の実施範囲内における耕作の再開や、むやみな伐採、土の掘り起こしなど、地表植生の破壊活動を禁止する。

第三十二条 地方各級人民政府およびその関係部門は、技術推進組織または技術要員を組織し、「退耕還林」に関する技術指導および技術サービスを提供しなければならない。

第三十三条 県級人民政府の林業行政主管部門は、国務院林業行政主管部門が制定する検査・検収基準と方法に基づき、「退耕還林」建設事業に対する検査・検収を実施しなければならない。検査、合格を経て初めて、検査・合格証明を発給することができる。

第三十四条 省、自治区、直轄市人民政府は県級の「退耕還林」の検査・検収結果に対して再検査を行い、かつ再検査の結果に基づき、県級人民政府および関係責任者に対する賞罰を実施しなければならない。

国務院林業行政主管部門は省級の再検査結果に対して、検証を行い、かつ検証結果を国務院に報告しなければならない。

第四章 資金および食糧補助

第三十五条 国は査定による「退耕還林」の実際面積に基づき、土地請負経営権所有者に食糧補助、種苗造林補助費、生活補助費を提供する。具体的な補助基準および期限は国務院の関係規定に従って執行する。

第三十六条 農家による請負が実施されていない耕地、休耕中の傾斜耕地で「退耕還林」を実施する場合、および「退耕還林」計画に組み込まれた植林に適した荒れ山・荒れ地で造林を行う場合は、種苗造林補助費のみが提供される。

第三十七条 種苗造林補助費および生活補助費は、国務院の計画、財政、林業部門が関係規定に基づき、速やかに下達、支給する。

第三十八条 補助食糧は現地で調整・輸送を行い、供給に関する中間段階を減らし、供

給コストの削減を図らなければならない。食糧補助費は国の関係政策に基づいて処理する。

食糧の調整・輸送費用は地方財政が負担し、補助食糧を供給する企業や「退耕還林」実施者に割り当ててはならない。

第三十九条 省、自治区、直轄市人民政府は現地の食糧消費や農作物の栽培面における習慣、および現地の食料在庫の実状に基づき、補助食糧の品種を合理的に確定しなければならない。

補助食糧は国が規定する品質基準を満たしていなければならない。国家基準に不適合な場合は、「退耕還林」実施者に供給してはならない。

第四十条 耕作停止・林地回復の実施1年目については、当該年度の補助食糧を2回に分けて支給することができる。毎回の支給量は省、自治区、直轄市人民政府が確定する。

耕作停止・林地回復の実施2年目以降については、関係部門・組織が規定の補助期限内に、検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対して、当該年度の補助食糧を速やかに一括支給するよう、県級人民政府が態勢作りを行わなければならない。

第四十一条 支給される補助食糧は現金または金券に換算してはならない。補助食糧を供給した企業は「退耕還林」の補助食糧を買い戻してはならない。

第四十二条 種苗造林補助費は種苗購入に充てなければならない。余剰分は造林補助や林地・草地の育成・管理・保護に充てることができる。

「退耕還林」実施者が自ら種苗を購入する場合、県級人民政府またはそれが委託する郷級人民政府は、「退耕還林」契約発効時に種苗造林補助費を一括支給しなければならない。

種苗を集中購入する場合、「退耕還林」の検査合格後に、種苗購入組織は「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費の精算を行わなければならない。

第四十三条 耕作停止・林地回復の実施後、規定の補助期限内に、県級人民政府は関係部門が検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対して、当該年度的生活補助費を速やかに一括支給するよう、態勢作りを行わなければならない。

第四十四条 「退耕還林」資金は専用口座に預け入れ、指定費目を指定通りに使用し、いかなる組織・個人もこれを占有、留保、流用、差し引きしてはならない。

いかなる組織・個人も、虚偽やごまかしによって補助資金と食糧を受領してはならない。

第四十五条 「退耕還林」に必要とされる前期業務および科学技術支援などの費用について、国は「退耕還林」における基本建設投資の一定比率に従い、補助金を支給する。国

務院発展計画部門が事業の状況に基づいて、年度計画の中で割り当てる。

「退耕還林」を実施する地方が必要とする検査・検収、支給費用などについては、地方財政が負担する。中央関係部門が必要とする検証などの費用については、中央財政が負担する。

第四十六条 「退耕還林」を実施する郷（鎮）、村は、「退耕還林」公示制度を構築し、「退耕還林」実施者の「退耕還林」面積、造林樹種、生育率、資金・食糧補助の支給などの状況について、公示しなければならない。

第五章 その他の保障措置

第四十七条 国は「退耕還林」実施者が耕作を停止する土地で得るべき林木（草）所有権を保護する。自ら「退耕還林」を行う場合、土地請負経営権所有者は耕作を停止する土地の林木（草）所有権を有する；林地の回復を他者に委託する、または他者と共同で林地の回復を図る場合、耕作を停止する土地の林木（草）所有権は契約によって定める。

耕作停止・林地回復の実施後、県級以上の人民政府は森林法、草原法の関連規定に基づいて、林（草）地の権利所属証書を発給し、所有権と使用権を確認、かつ法により土地の登記変更手続を行う。土地請負経営契約も相応の調整を行わなければならない。

第四十八条 耕作停止・林地回復実施後の請負経営期間は70年まで延長することができる。請負経営期間が満了した後、土地請負経営権所有者は関係法律、法規の規定により、請負を継続することができる。

耕作停止・林地回復が実施された土地、および荒れ山・荒れ地での造林が実施された土地の請負経営権は、法により相続、譲渡することができる。

第四十九条 「退耕還林」実施者は国の関係規定に基づき、税優遇措置を享受することができる。このうち、「退耕還林（草）」によって得た農業特産物収入については、国の規定により、農業特産物税の徴収を免除する。

「退耕還林」を実施する県（市）における、災害による農業税の減収分については、上級財政から移転支出の形式で適当な補助を与える；確かに困難が存在する場合、國務院の認可を経て、中央財政から移転支出の形式で適当な補助を与える。

第五十条 資金および食糧の補助期間満了後に、生態機能を破壊しないという前提の下、関係主管部門の認可を経て、「退耕還林」実施者は、法により所有する樹木を伐採することができる。

第五十一条 地方各級人民政府は基本農田と農業インフラの建設を強化し、投入の増加、土壌の改造、傾斜耕地の改造、地力と単位面積当たりの食糧生産量の増加を図り、「退耕還林」実施者の長期的な食糧需要を解決しなければならない。

第五十二条 地方各級人民政府は実状に基づき、メタンガス、小型水力発電、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの農村エネルギー建設を強化し、「退耕還林」実施者のエネルギー需要を解決しなければならない。

第五十三条 地方各級人民政府は農村の産業構造を調整し、リーディングカンパニーに対する支援、支柱産業の発展、就業ルートの開拓、農民の収入増加、小都市建設の加速を図り、農業人口の都市への順次移転を促進しなければならない。

第五十四条 国は「退耕還林」の実施過程において、生態回復のための移民を奨励し、かつこれら移民農家の生産、生産設備に対して、適当な補助を与える。

第五十五条 「退耕還林」実施後、関係地方人民政府は、「封山禁牧」（山を封鎖した上で材木の伐採や放牧などを一定期間禁止する）、（家畜の）小屋飼いや囲い飼いやなどの措置を講じ、「退耕還林」の成果を保護しなければならない。

第五十六条 「退耕還林」を貧困援助開発、農業総合開発、水土保持などの政策的措置と結び付け、異なる性質の事業資金に対し、指定費目を指定通りに使用するという前提の下で統一的な配分を行い、資金の使用効果を高めなければならない。

第六章 法的責任

第五十七条 国の職員が「退耕還林」活動において本条例の規定に違反し、以下に掲げる行為の一つがあった場合、刑法の汚職罪、収賄罪、公金横領罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、法により行政処分を与える：

- (一) 「退耕還林」資金を占有、留保、流用したり、補助食糧を差し引いたりした場合；
- (二) 虚偽やごまかしによって補助資金および食糧を受領した場合；
- (三) 職務上の便宜を利用して他者から財物またはその他の利益を得た場合。

国の職員以外のその他の者に前項第（二）号の行為があった場合、刑法の詐欺罪またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業行政主管部門により、受領した補助金および食糧の返還を命じ、受領した金額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第五十八条 国家機関の職員が「退耕還林」活動において本条例の規定に違反し、以下に掲げる行為の一つがあった場合、所属組織または一級上の主管部門により、期限を定めて是正を命じ、割り当てた費用および余計に徴収した費用の返還を命じる。直接的な責任を負う主管職員およびその他の直接的な責任者に対し、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、法により行政処分を与える：

- (一) 「退耕還林」の破壊活動に関する告発、提訴を速やかに処理しなかった場合；
- (二) 補助食糧を供給する企業および「退耕還林」実施者に対して、食糧調整・輸送費用の割り当てを行った場合；
- (三) 検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対し、補助食糧および生活補助費を速やかに支給しなかった場合；
- (四) 「退耕還林」契約発効時に、自ら種苗を購入する「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費を一括支給しなかった場合；
- (五) 種苗の集中購入する場合で、「退耕還林」検査合格後、「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費の精算を行わなかった場合；
- (六) 集中購入した種苗が不合格だった場合；
- (七) 種苗を集中購入した際、「退耕還林」実施者に対して、国が規定する種苗造林補助費の基準を超えた分の費用を強制的に徴収した場合；
- (八) 「退耕還林」実施者に対して、種苗の供給業者を指定した場合；
- (九) 食糧企業が「退耕還林」実施者に対して国の品質基準に不適合な補助食糧を供給することを認可した場合、または補助食糧を現金、金券に替えて支給した場合；
- (十) その他本条例が規定する職責を履行しなかった場合。

第五十九条 不正な手段による種苗市場の独占、または種苗価格のつり上げを図った場合は、刑法の不法経営、取引強迫に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、工商行政管理機関が不正競争法の規定に基づいて処理する；反不正競争法に規定がない場合、工商行政管理機関により、不法経営額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第六十条 検査・合格を経ていない種苗、或いはラベル、品質検査合格証、検査合格証が添付されていない種苗を販売、供給した場合、刑法の種子の模倣品・粗悪品の生産・販売に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業、農業行政主管部門或いは工商行政管理機関が種子法の規定に基づいて処理する；種子法に規定がない場合、県級以上の人民政府の林業、農業行政主管部門が職権により、不法経営額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第六十一条 補助食糧を供給する企業が「退耕還林」実施者に対し、国の品質基準に不適合な補助食糧を供給した場合、県級以上の人民政府の食糧行政管理部門は期限を定めて是正を命じるとともに、不法に供給された補助食糧の数量に対し、標準食糧単価の1倍以下の罰金を科すことができる。

補助食糧の供給企業が補助食糧を現金に換算して支給したり、金券で支給したり、或いは補助食糧の買い戻しをした場合、県級以上の人民政府の食糧行政管理部門は期限を定めて是正を命じるとともに、現金に換算された額、金券の額、若しくは買い戻した食糧の価格の1倍以下の罰金を科すことができる。

第六十二条 「退耕還林」実施者が勝手に耕作を再開したり、樹木と食糧の間作を行ったり、「退耕還林」事業の実施範囲内でむやみな伐採、土の掘り起こしなど、地表植生の破壊活動を行った場合、刑法の農地の不法占用に関する罪、材木の乱伐に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業、農業、水利行政主管部門が森林法、草原法、水土保持法の規定に基づき処罰する。

第七章 付則

第六十三条 既に開墾済みの牧草地における「退耕還草」、天然牧草地の回復と造成の具体的な実施については、草原法および国务院の関係規定に基づいて執行する。

耕作を停止し、林地・草地の回復を図る地区における小流域整備、水土保持などの事業の具体的な実施については、水土保持法および国务院の関係規定に基づいて執行する。

第六十四条 国务院が認可した計画範囲外の土地で、地方各級人民政府が「退耕還林」の実施を決定した場合は、本条例が規定する中央による政策補助を受けない。

第六十五条 本条例は2003年1月20日から施行する。

5.C/P への聞き取り結果

C/P への聞き取り結果

妥当性

(プロジェクトに対する住民のニーズとの整合性)

- 当プロジェクトは住民に高く評価されている。住民のニーズが高いことについて、理由は次の3つある。
 1. 造林に対する投入が高いため、地域住民のやる気が出る。
 2. 報酬のタイミングがよい。(政府の場合は、中央、省、農民へと渡るがその途中、マージンをとられるし、タイミングがとても遅れる。)
 3. 広報活動によって、住民の生態環境保護への認識が高まった。
- 住民への効果としては、自ら苗木を作ることにより苗畑代の負担の軽減に繋がること。
- 退耕還林は2000年から始まったが農民にとって、退耕還林を行うことの便益は1ムー当たり、300グラム(米、小麦、とうもろこし)と、教育、医療費20円)を得られることである。これは住民にとっては大きな額である。特に、この地域では耕地の生産力が低いので、退耕還林を行うことにより、効率的な対価が得られるようになる。
- 試験苗畑が喜徳県では実施されていないことについて、苗畑に関する知識が訓練時にしかできなかったため、苗畑建設を希望する意見が見られた。(喜徳県、西昌市)
- 日本の育苗・造林技術については、中国にも既に技術があるが、日本の技術は育苗・造林共に厳格な管理と科学的立証を伴う技術開発が実施されており、この面でとても優れている。

(開発する樹種に対する住民のニーズとの整合性)

- 3市県において、樹種に対する要望は違うものの、プロジェクトは住民のニーズに合致している。西昌市(電気、ガス有り、経済レベル高い)生態林保護と経済林へのニーズが高い。喜徳県、放牧林へのニーズが高い。昭覚県(燃料木に対するニーズが高い)
- 今後、造林用樹種について地域住民のニーズを把握すべきであるという意見があった。住民からは生態林業だけでなく、経済林業へのニーズは依然として高い。
- 地元では生態型樹種の栽培に対する理解が低い。生態環境を考慮した経済樹種の栽培技術の普及に力を入れるべきである。
- 経済林の栽培を適切に検討することを期待している。

有効性

(プロジェクト目標の達成度)

- 開発された樹種は、退耕還林、天然林保護に役立つ。両地域に指定されていない地域での造林にもむろん役立つ。それらの地域も将来的に地域指定を受ける可能性がある。
- 造林技術の習得は、「天然林保護プロジェクト」(保護と植林)と「退環耕林プロジェクト」(植林)へ大きく貢献する。
- 国が生態環境を重視し、資金援助を行ったこと(天然林保護、退耕還林)により上位目標の達成が見込まれている。
- 退耕還林事業と、天然林保護事業の継続的展開を受けて、面積の拡大と保存が続き、上位目標が達成されるだろう。
- 実施機関は十分に技術能力を身につけてきたと思う。(パソコンでの表作成等が難しいが、技術の面では十分に技術移転が行われている。)ただし、今後もっと管理という面で勉強して行く必要がある。苗畑の管理については、管理者に一覧表に基づいて行うよう指導している。今までの中国のやり方には見られなかったことである。管理とは人の行うことを、活動目標に近づけていくことである。

(成果1,2の達成度)

- 適正な造林作業実施により苗木の活着率が大幅に向上した。
- 苗畑では、荒山へ適する苗木を生産しているが、天然林保護と退耕還林の2つに貢献している。
- 昭覚県は高原地であり、一部の樹種は活着出来なかったが、当プロジェクトを通じて上手くいくようになった。

(成果 3.4 の達成度)

- 技術者向け訓練：毎年1~2回集中訓練を行うことで、技術者に日中協力プロジェクトに対する認識を深めた。技術者の論理的知見を深めた。
- 「住民の意識の向上」には、比較的長い期間が必要であるため、未だ結果が分からない。
- 住民向け普及：カレンダーや出版物の配布を通じて、地域住民に生態建設・保護の重要性を認識させた。地域住民は自主的に各種生態環境建設活動に参加するようになった。住民の間でもプロジェクトや生態環境建設活動をテーマにし、各方式の交流を行うようになった。住民は森林の役割を認識するようになった。
- 地域住民の造林意識を高め、住民と林業関連部門の技術を高めた。

効率性

(C/P 研修)

- 内容設定は良かった。特に、治山の技術は中国は有しておらず、とても参考になった。本プロジェクトにおいても、延長し治山を行って欲しい。
- 2001年9月~11月の日本研修に参加した。苗木の技術は、日本は裸苗であり、ここではポット苗を使用しており、日本の技術を直接的には応用できない。時期的には、苗木の生長が止まる9月よりも3月に行った方が良い。日本人の仕事に対する態度が勉強になった。発表の効率が高く、また、資料を訪問者に配布することは良いと思った。
- C/P研修は良かったが、日本の林業行政、政策の説明が無かったために全体像がつかめなかった。普及についてはあまりカリキュラムに含まれていなかった。

(中国側 C/P の配置)

- 通訳が足りないので、林業分野の分かる通訳をもっと投入して欲しい。例えば、林業分野の専門家を1~2名を1年間日本語研修に受け入れることを希望する。これによりよりよい日中双方の交流ができるであろう。
- 他市県のC/Pとの関係はよい。ただし、彼らは、天然林保護事業、退耕還林事業に忙しい。

(資機材の投入)

- 日本側の投入機材については、十分に活用している。西昌市で使用するトラックは喜徳県でも使用されており効率的に使用されている。
- カウンターパートの意欲についての指摘有り。中国側は財政上の事情により、カウンターパートに対し、相応する手当を支給しないため、意欲性の向上に支障が出てくる。また、県、市及び末端組織の関係機関の意欲を引き出す手段が無い（通常は何かを依頼するときに対価を払うという）、政府間のプロジェクトなので協力するようお願いするしかない。

(日本人専門家)

- 訓練普及の分野において短期専門家として人数や指導期間を増やして欲しいという要望あり。
- 訓練普及分野で人が足りないため、一部を他の人が行うことを検討中である。例えば、育苗、造林のビデオを大西リーダーが行い、事務的なことを別のC/Pが行うというように役割分担を見直す必要がある。特に、プロジェクト弁公室の主任の役割が決まっていないので一部担当してもらうことを検討している。（プロセスの工夫）
- 日本人専門家の数は一人でも良いが、実際に直接普及活動を行ったことのある専門家が来てくれると良い。
- 短期専門家に来てもらいたい。分野ごとの指導が可能であり、評価の指標が分かる人に来てもらいたい。更に、現地では気づかない点を新たな視点で指導できるので。

(活動の効率性)

- 普及の活動の中でもっとも効果的なものは、育苗のモデル農家の育成と、普及用苗木の提供である。関連して、普及内容を更に詳細にし現場指導を伴うものにするとより効果的である。

自立発展性

（農民の造林活動の継続性）

- 農民による自主造林の持立発展性のために、プロジェクト終了後の持続可能性について、自主的な奨励策をとって、耕地の使用権を付与するつもりである（喜徳県）。
- 農民は、植林活動より便益を受けたため、造林した林を破壊することはしないであろう。
- 中国側実施機関からの予算配分面での積極的な支援が得られたとしつつも、「中国側が負担できる経費が限られているため、プロジェクト予算に補助的な経費を増やして欲しい」と回答している。
- プロジェクト終了後も住民は造林を行うだろう。プロジェクト開始前は、森林伐採による災害が多かった。現在は植林活動のレベルが上がり、森林の重要性の認識が高まった。
- 当プロジェクトは生態林保護がメインであるが、経済林も増やしていきたい。現在は農民は退耕還林により便益を得られているが、生態林保護についても今後補助金を検討している。（国家林業局レベル）
- 開発政策の一環としての自立性は見込まれるか、との問いに対して、50%以下と回答した理由は、中国側の投入として、天然林保護と、退耕還林の割り当てが西昌市に対してどれだけ行われるか予測がつかないからである。

（苗畑事業の継続性）

- 涼山州林業科学研究所は、研究のほかにも、州の傘下の造林地（林場：独立採算制）をもち、300 ムーの土地を所有しており、苗畑を作ることが可能であり、自立発展の可能性はある。

（実施機関の財政能力）

- 昭覚県は貧困県であり、プロジェクト事業費の負担が難しい。
- 涼山州は貧困地域であり、経済力が弱いため、自力で厳しい生態環境を整備し造林活動を継続することが難しい。

インパクト

- 現時点ではプラスのインパクトが見られた。計画当初予期しなかった結果であるが、「退耕還林」と「天然林保護事業」の継続展開、広範な住民による林業技術（樹種の選択、造林技術、管理方法）へのニーズの向上、実用性が高い林業知識への関心の向上から、本プロジェクトの実施にあたり、地域住民の参加が得られた。今後は、プロジェクトが二大林業プロジェクトの成功に貢献すると考えられ、また、2大林業プロジェクトがプロジェクトの正当性を裏付けるという相乗効果が見られるであろう。

プロセスについて

- C/P との関係について、プロジェクトの概要については日本人は R/D の段階から知っているが、中国側は関知していないので当初、情報のギャップがあった。
- PRA 研修の参加により、自分のものの考え方が大幅に変わった。PRA は参加者のニーズや利益にあわせれば、うまく効果が出るのが分かった。育苗分野においては、具体的に育苗制度の構築、勤務体制、経験者の提案に基づいた技術の開発等の為生かせる。
- （あえて問題点をあげると）日本人と中国人の相互理解が大切である。中国側の生活習慣について知って尊重してほしい。
- C/P の待遇を高めて欲しい。仕事量が増えたが給料は増えない。ちなみに他県と比較しても涼山州は給料が低い県である。いままでは政府間協力プロジェクトだから、待遇が低くても行っている。
- 中国側 C/P は最初は日本人のプロジェクトと考えていたが、2年目頃から積極的に係わるようになった。PRA 研修の効果が大きかったと考える。

その他：

- 生態林の造成は、（住民主体というよりも）国や国際機関が主導して行うものであり、無償資金協力援助のプロジェクトの実施を提案する。
- モニタリングおよび評価の時間を適切に短縮すべきである。

- 「安寧河州域調査計画」（開発調査）の内容が事業化できない場合、上位目標の達成に一定の影響を及ぼす。
- その他、安寧河流域造林計画の早期実施、日中技術協力の新たな展開を期待している。
- 要望：四川省内でも、他ドナーが多様なプロジェクトをやっているのだから、見学したい。涼山州は奥地に有り伝達が遅いので外のことを知りたい。中国側は技術は持っている。問題は意識と管理能力である。
- C/Pは育苗、造林の技術についてすでに身に付けている。あとは、補助金制度を構築すれば問題は解決する。補助金とは2大林業事業とは別として、州が主体的に行うべきである。しかし、涼山州でやるのは難しい。
- 日本人は2年間経過し、漸く交流できるようになると思ったら、帰国してしまう。
- プロジェクトの協力期間をのばし、治山の内容を増やすことを期待している。